

令和6年1月吉日

お客さま 各位

盛岡信用金庫

カードローン「もりしんきゃつする」契約規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では令和6年1月9日（火）より、信金ギャランティ株式会社保証付商品 カードローン「もりしんきゃつする」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規定等

- (1) カードローン契約規定
- (2) 保証委託約款

改定内容は次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

2. 主な改定事項

融資対象年齢の引上げ

相続の開始による期限前の全額返済義務条項の削除

3. 改定日

令和6年1月9日（火）

以上

お問い合わせ先

盛岡信用金庫

営業推進部 担当：中野、木津川

電話：019-653-7497

利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書 新旧対照表

※改定箇所…太字下線で表示。

改 定 前		改 定 後	
顧客記入欄		顧客記入欄	
新規貸越期限	<u>満 66 歳</u> の誕生日の属する月 末まで	新規貸越期限	<u>満 70 歳</u> の誕生日の属する月 末まで

カードローン契約規定 新旧対照表

※改定箇所…太字下線で表示。

改 定 前	改 定 後
<p>(新規貸越期限)</p> <p>第 2 条</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の<u>満 66 歳</u>の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>(新規貸越の停止)</p> <p>第 4 条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第 10 条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫か</p>	<p>(新規貸越期限)</p> <p>第 2 条</p> <p>3. 新規貸越期限は、借主の<u>満 70 歳</u>の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。</p> <p>(新規貸越の停止)</p> <p>第 4 条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>①この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>②借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。</p> <p>③借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>④借主が死亡したとき。</u></p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第 10 条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫か</p>

改 定 前	改 定 後
<p>らの通知、催告等がなくともこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>⑥ <u>借主に相続の開始があったとき。</u></p>	<p>らの通知、催告等がなくともこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>(削除)</u></p>

保証委託約款 新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p style="text-align: center;">(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生</p>	<p style="text-align: center;">(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生</p>

改 定 前	改 定 後
<p>手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 相続の開始があったとき。</p> <p>⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p>	<p>手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(削除)</p> <p>④ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p>